

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第110条関係）				別表（第110条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
省略				省略			
議会図書室管理・運営委員会	<u>議会図書室の管理及び運営に関し協議又は調整を行う。</u>	省略		購入図書選定委員会	<u>購入する図書の選定について協議を行う。</u>	省略	
省略				省略			

議 案 説 明

購入図書選定委員会の目的を見直し、議会図書室の管理及び運営に関し協議又は調整を行うための場とするため、この規則の一部を改正しようとするものである。